

振り込め詐欺被害者相談の受付について

平成20年6月21日より施行される「振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）」に関して、「振り込め詐欺被害者相談」の受付について、お知らせします。

当行では、法律の施行に伴い以下に記載した相談窓口で、振り込め詐欺等の犯罪被害資金を当行の預金口座に振り込まれた方からのご照会をお受けさせていただきます。なお、本法律に基づく被害資金の返還手続きが始まるのは、平成20年6月21日以降となりますので、それまでは被害者の皆さまからのお申出を承り、実際に資金の返還手続きが行われる際に、あらためてご連絡を差し上げるお取扱いとなりますので、ご承知おきください。

■被害者の方からのご相談を受付ける窓口

「お客さまサービス部」

(フリーダイヤル) 0120-256-980

(受付時間) 平日 9:00~17:00 (銀行休業日を除く)

※当行では、今後とも、振り込め詐欺等の被害発生防止および被害に遭われた方の救済に取り組んでまいります。

※預金保険機構による振り込め詐欺救済法に基づく公告はこちら

<http://furikomesagi.dic.go.jp/>

以上